## 箱根町下水道運営協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、箱根町附属機関設置条例(令和元年箱根町条例第17号)第2 条の規定に基づき設置された箱根町下水道運営協議会(以下「協議会」とい う。)の所掌事務、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、町長の諮問に応じて下水道計画及びその実施に関する事項 について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。 (委員)
- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のう ちから町長が委嘱する。
  - (1) 知識経験を有する者
  - (2) 町内の公共的団体の役員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境整備部上下水道温泉課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町 長が定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。